

第14回（平成28年7月29日）

○福浦総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員が御欠席でございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第14回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書の概要説明について」、事務局の大塚調査官から、説明をお願いいたします。

○大塚調査官 番号法等により、全国健康保険協会が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

全国健康保険協会が実施する、健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務につきましては、対象人数が30万人以上であり、特定個人情報保護評価について、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年7月27日付け、協発第160727-03号にて、全国健康保険協会から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、全国健康保険協会及び厚生労働省の職員に御出席を頂き、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの大塚調査官の説明にありましたとおり、全国健康保険協会及び厚生労働省の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

（全国健康保険協会、厚生労働省職員入室）

○堀部委員長 全項目評価の概要につきまして、全国健康保険協会から説明をお願いします。

○全国健康保険協会 どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

私ども全国健康保険協会は、健康保険法に基づき、設立された法人でございまして、本部と47都道府県に支部がございまして、加入者が約3,700万人おる団体でございます。

本日は、事務の大まかな流れとリスク対策等につきまして、8ページをご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど御説明があったように、協会におきましては、個人番号を健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務において、利用する予定でございます。ただし、日本年金機構からの個人番号の収集につきましては、年金機構の番号利用が政令で定められた日以降の事務を記載しております。

まずマイナンバーの入手について、説明いたします。

協会の個人番号の入手元は、本人、年金機構、又はJ-LISの3パターンになります。

初期収集につきまして、70歳未満の被保険者分については、本部において、年金機構がJ-LIS等から収集する番号を電子記録媒体により入手した上で、システムに登録いたします。

この方法で入手できない分につきましては、本部において、J-LISに照会して、入手いたします。

初期収集後の新規加入分につきましては、70歳未満の被保険者分につきましては、初期収集と同様に、年金機構から媒体により入手をいたします。

任意継続と日雇特例の被扶養者分につきましては、被保険者が支部へ提出する申請書に個人番号を記載し、支部において、審査・登録を行うことを想定しております。

なお、この方法で入手できない分につきましては、本部において、J-LISに照会して入手いたします予定でございます。

次に番号を利用する事務についてでございます。8ページの図の上段の左側に記載しておりますが、協会加入者の大半を占めます、事業所に勤務している方の適用事務は、2-①、2-②の流れによりまして、事業主から年金機構に提出され、年金機構が審査・登録等を行ってございます。

そのため、事業所に勤務している方の適用情報につきましては、年金機構から専用回線により入手をいたしております。それが2-③の矢印でございます。

ただし、年金機構から回線により入手する情報につきましては、個人番号は含まれません。個人番号の入手については、別途、電子記録媒体により実施をいたします。これが2-④-2でございます。

任意継続の適用事務と日雇特例の受給資格確認事務につきましては、協会の支部へ届出が行われまして、支部の職員が資格情報や番号登録等の事務処理を行います。

保険給付につきましては、加入者が直接支部へ申請を行い、支部職員が審査・登録等の事務処理を行います。4-①の部分でございます。個人番号利用開始後は、保険給付事務の審査におきまして、他機関へ税情報等の情報照会を実施いたします。

最後に番号利用のために使用するシステム等について、説明いたします。

適用及び給付に関する事務につきましては、図の右側にあります、適用等システムによりまして、支部職員が事務処理を行います。適用等システムを操作する端末は、シンクライアント端末となっております。データにつきましては、サーバーに保存され、ローカル保存は不可であります。外部との接続やデータの持ち出しも不可となっております。また、支部と本部間のデータの通信は、機密性を確保するため、専用回線を用いております。

個人番号につきましては、図の中段の右側にあります、個人番号管理システムで管理を行い、既存の記号番号等から構成される識別番号との関連付けなどを行います。

個人番号管理システムの操作は、セキュリティカードで入退室が管理され、隔離された本部の室内に設置する専用端末にて行う予定でございます。

他機関への情報連携は、統合専用端末又は個人番号管理システムを経由して、中間サーバーを通じて行いますが、照会作業については本部、また、システム的に処理を行うため支部において、個人番号管理システムは操作できません。

適用等システム及び個人番号管理システムのサーバー、統合専用端末並びに個人番号管理システムの専用端末は、インターネットから分離されておるといふ仕組みでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 御説明ありがとうございました。

重複になってしまうかもしれませんが、特定個人情報ファイルは、本人、年金機構、地方公共団体情報システム機構から入手するという3パターンがございました。その入手方法やリスク対策について、もう一度、整理して御説明を願ひしたいと思ひます。

もう一つ、質問なのですが、本文中を読みますと、本人又は本人の代理人から入手する場合の措置で、不要となった時点で廃棄すると書いてあります。この不要となった時期というのは個々バラバラだと思ひますので、どのように管理して、不要時点を決めて、廃棄される予定なのかというところについて、もう少し詳しい情報がありましたら、御説明ください。

○堀部委員長 願ひします。

○全国健康保険協会 まず入手が3パターンあるということにつきまして、対策の御説明をいたします。本人又は代理人からの入手につきましては、あらかじめホームページなどにおきまして、申請書の提出は、郵送又は対面により提出いただくことを周知・広報いたします。それ以外の方法では、入手は行わないことにいたします。

また、対面により申請書を受け付ける際には、番号法16条に基づきまして、本人確認の措置を行い、本人確認ができない場合は、受け付けないという措置をとります。

受け付けました申請書等につきましては、届出ごとに分別いたしまして、施錠可能な保管庫等に厳重に保管することを徹底いたしたいと思っております。

J-LIS、年金機構から、媒体での入手の場合でございますが、これにつきましては、決められた記録媒体以外は読み込めないように、システム上の整備を行います。

また、記録媒体を暗号化いたしまして、決められた運用ルール以外の方法では受け取れないなどの対策を行うことにしております。

入手した記録媒体は、媒体管理簿に記載し、全て保管庫等に施錠管理をいたします。

また、保管の必要がない、使用済みのものは、シュレッダーで粉碎し、廃棄するというところで、もう一つの論点で、後ほど説明します。

J-LISからのオンラインでの入手につきましては、統合専用端末又は厚生労働省が定めたインターフェース仕様により、中間サーバー等を通じて通信が行われるため、不適切な方

法で入手が行われることはないと考えております。

また、保存等の関係でございますが、適用等システムの情報は、保険給付の支払の事務等に必要でありますことから、期間を定める保管はいたしますが、番号管理システムに保存されている個人番号につきましては、個人番号管理システムの消去機能を使って、加入者が資格を喪失いたしましたから、5年を経過した後に、消去することとしております。

○嶋田委員 そこはきちんと徹底できると考えてよろしいですね。

○全国健康保険協会 はい。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御説明ありがとうございました。

非常にしっかり管理をされていると思いますが、確認ですけれども、インターネットへの流出のリスク対策ということで、完全に分離されている形だと思っておりますが、全くインターネットとは接続されていないということで、よろしいのでしょうか。

もう一つは、先ほども少し御説明がありましたが、電子記録媒体を御使用になる場面がかなりあるかと思っておりますが、その取扱いというのは、我々はいつも非常にリスクだと感じておりますので、先ほどの説明以外に、何かリスク対策があれば、教えていただければと思います。

以上です。

○全国健康保険協会 まずインターネットとの関係でございますが、流出防止のためのリスク対策は万全を期したいと考えてございます。先ほどの8ページの図にもございますが、システムは、適用等システムと個人番号管理システムのサーバーがございまして、それと統合専用端末、個人番号管理システムの端末がございまして、これらは外部ネットワークとは完全に隔離され、つながらないということでございます。

また、情報収集に用いる電子記録媒体の取扱いにつきましては、リライトできる媒体を使用せず、1回しか記録することができない媒体を用いることとします。

あと、統合専用端末の使用の都度、システム管理責任者が使用目的、使用日時、利用者等をきちんと管理し、定期的又は必要に応じてチェックすることで、不必要な書出し等を監視していこうと思っております。

それから、保存ができる電子記録媒体につきましては、保存期間をきちんと記録しまして、施錠のできる保管庫等に保存するように、徹底していきたいと思っております。

あと、先ほど話がありましたとおり、使用済みの電子記録媒体については、必ず廃棄してまいります。

○熊澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 先ほどの嶋田委員の質問とも重複するかもしれませんが、改めまして確認をしたいと思っておりますので、お答えを頂ければと思います。特定個人情報の保管期間の

考え方、消去方法につきまして、改めて御説明を頂ければと思います。お願いいたします。

○全国健康保険協会 加入者の資格喪失からの関係でございますが、できるだけ速やかに廃棄をしたいと考えておりますが、資格喪失後に加入者の方から照会等、保険給付事務でのやりとりがあることも想定しまして、5年経過したら消去するということを規定しております。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

○大滝委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 私からは、質問というよりも、要望ですが、25ページ以降リスク対策が詳細に記載されております。特定個人情報の入手に係るリスク対策とか、インターネットへの流出等に係るリスク対策、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策等が記載されておりますが、これらを確実に実行していただくよう、お願いします。

また、評価書に記載されておりますリスク対策を確実に実行するためには、各業務に従事する担当者がリスク対策を十分に理解する必要がありますので、実務に即した教育・研修も確実に実施していただきますよう、要望いたします。

よろしいでしょうか。

○全国健康保険協会 はい。研修等、確実に実施してまいります。

○堀部委員長 そういうことで、よろしくをお願いします。

他にいかがですが、よろしいですか。

それでは、質疑応答はこれまでとしまして、提出いただきました、本評価書につきましては、本日の説明内容等も踏まえまして、審査の進めていくことにしたいと思います。

本日は、お忙しいところ、説明のためにおいでいただきまして、ありがとうございました。

○全国健康保険協会 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

(全国健康保険協会、厚生労働省職員退室)

○堀部委員長 次に議題2「個人情報保護法施行規則(案)について」です。

7月15日の委員会におきまして、施行令(案)と施行規則(案)の一部について、委員各位に御議論を頂きました。

本日は、施行規則(案)の残りの部分を含めた全体版につきまして、これまで議論しました結果の方向性に沿って、事務局において案を作成しておりますので、岡本企画官から資料の説明をお願いいたします。

○岡本企画官 よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2-1が全体の資料となっておりますけれども、そのうち、抜粋したものを資料2-2以下で、先に御説明申し上げまして、その後、もう一度、資料2-1に戻りまして、全てを総ざらいするという形にさせていただきたいと思っております。

残ってありましたものといたしましては、大きく3つございまして、1つは、改正個人

情報保護法第24条に関する、海外の第三者への提供に際しての相手方の体制の基準の話、もう一つが第三者提供に関する確認・記録義務、第25条、第26条のところ、最後に匿名加工情報、以上の3つになります。

1つ目でございますけれども、資料2-2をご覧くださいますと、左側に体制と書いてございます。こちらは、以前、委員会でお諮りした資料に記載したものを、そのまま書いているものとなります。これにそれぞれ対応するものといまして、右側に規則（案）を記載しているところとなります。

①②の下線を引いているところが、右の委員会規則の適切かつ合理的な方法によりというところになります。規約ですとか、プライバシーポリシー等がそちらに反映されていることとなります。

それから、点線部分といまして、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置ということですが、委員会規則では、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置ということで、規定をしていることとなります。

また、③のところ、個人情報の取扱いに関する国際的な枠組みの基準に適合している旨の認証を受けていることと記載しておりますけれども、委員会規則では、国際的な枠組みに基づく認定を受けていることとしているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の考え方の一例について、御説明申し上げます。

上のところに、備考といまして、例と書いておまして、外国の第三者に個人情報を提供するケースなのですけれども、通常想定されますような委託ですとか、グループ会社間の個人情報の移転につきまして、提供先が整備すべき体制を検討するというので、①のような例、②のような例を念頭に置いた資料となります。それぞれ個人情報保護法の主な規定はあるのですけれども、国際的な枠組みですとか、そういったものとの対応表ということで、書いているものとなります。

それぞれにつきましての簡単な御説明申し上げたいと思います。

15条、利用目的の特定ですけれども、委託契約又は内規等によりまして、実質的に目的の特定などが図られている場合には、15条ですとか、16条、利用目的による制限の措置が講じられているであろうということで、マルを付しております。

17条ですけれども、委託契約又は内規等に基づいて、取得をしていることが自明であれば、こちらのほうも趣旨に沿った措置が講じられているであろうということになります。

17条2項ですけれども、要配慮個人情報ですが、センシティブ情報の対象というのは、国によって異なり得ますので、要配慮個人情報に係る規制を外国の事業者に課すことは、適切でないと考えられるということでございます。

なお、仮にこの規定に含まれるといしましても、外国にある第三者が要配慮個人情報の同意を得て、要配慮個人情報を取得する際に、当該同意が24条の同意と実質的に同じと評価することができるのであれば、当然のことながら、そういったことを講ずる必要はな

いということでございます。

18条ですけれども、①顧客とか、②従業員に対して、日本にある事業者から通知等がなされている場合には、18条に沿った措置が講じられているとするものです。

19条でございますが、①②それぞれにつきまして、①ですと、データ内容の正確性の確保等について委託契約に規定されているなどによりまして、委託元たる事業者が責任を負うことになっている場合には、この措置が講じられているでしょう。②といたしまして、日本にある事業者を通じて、従業員情報の正確性を確保するなどの措置が講じられている場合には、これも該当するでしょうということになります。

20条でございます。委託契約又は内規等によりまして、外国にある第三者における漏えい防止などに係る措置が規定されていれば、趣旨に沿った措置になっている。

21条でございます。APECプライバシーフレームワークでは、従業者の監督はございませんけれども、従業者を適切に監督するような義務というのは、安全管理措置に係る義務の一環として、通常講じられていると考えられますので、こちらもそれによりまして、20条と同様に整理ができることとなります。

22条ですけれども、委託先の監督も安全管理措置に係る義務の一環として、通常講じられていると考えられるということです。

23条、24条ですけれども、委託契約又は内規等によりまして、当該第三者からの個人データの移転が禁止されている、外国におきまして、個人データが、第三者に移転されていることが禁止されておりましたら、個人情報保護法の規定の趣旨に沿っていることとなります。

25条、26条は、記録義務ですけれども、国際的な枠組みとの整合性を勘案いたしまして、個人情報保護法の規定の趣旨に沿った措置から外れるという整理ができると考えられます。

27条から33条までのところは、請求関係の話ですけれども、委託契約又は内規等によりまして、委託元等がこういった義務を履行することについて、明確になっているときには、よかろうということになるということでございます。

34条、事前の請求ということですが、訴えの提起をする前に、まず請求をしないということになっているわけですが、こちらは日本における司法上の手続の規定でございますので、外れるということです。

35条ですけれども、委託契約又は内規等によりまして、委託元等が苦情処理に係る対応を講じることについて、明確になっていれば、良いでしょうということでございます。

続きまして、資料2-3でございます。具体例ですとか、対応案と書いております、左側の柱の部分につきましては、既に御議論を頂いておるものでございまして、それについての規則の対応案を記載している資料となります。順を追って御説明申し上げます。

対応案①でございますけれども、SNS等のウェブ上で個人Aのプロフィールが出ている。それを事業者Bが閲覧しているという話なのですが、これは本人による提供と整理をして、事業者間の第三者提供とはしないということございました。委員会規則で書く

というよりは、ガイドライン等で解釈を示すという方向で考えているものでございます。

対応②でございますけれども、本人に代わって提供と整理する。具体例といたしまして、個人Aと個人Bという者がいまして、それぞれに関係する銀行がぶら下がっているということなのですが、相手先の銀行に振込をしていくときに、振込に関する情報を銀行が提供するということなのですが、形式的には第三者提供に該当するのですが、実質的には本人の手足となって銀行が動いているということで、本人に代わって提供とみなすということでございました。ガイドライン等により解釈を示していくことを考えているものでございます。

対応案③でございますけれども、団体Aというものが、あらかじめ同意を得た上で、地域の税理士等の氏名・連絡先等を記載した名簿を作成し、配布をするということでございました。本人同意による個人データの第三者提供の場合には、記録義務を緩和するとしておりました。これを受けまして、規則（案）で記載しているのは、こちらのとおりになっております。

13条と書いているところですが、1号と2号に分けておりまして、1号のほうは、オプトアウトの場合によることとなります。2号が、こちらの対応案で書いておりますような、個人データを、個人情報保護法第23条1項又は24条の規定により提供するというところで、本人が関与している、本人同意があることを前提としたものとなります。

1号ですが、記載事項といたしまして、年月日ですとか、第三者の氏名ですとか、個人データに入っている本人の氏名ですとか、その他の当該本人を特定するに足りる事項ですとか、個人データの項目を記録するというところでございます。

他方、2号にいきますと、年月日というものは、求めませんで、それ以外の事項を求めることとしております。

これによりまして、1号と2号を比べますと、年月日は求めませんということになりますので、記録義務を緩和していることを示しているものとなります。

対応案④でございますけれども、本人側への提供と整理するお話なのですが、金融機関Aの営業員が、家族とともに来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況等を説明するということでありまして、本人の家族等が本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合には、第三者提供には該当しないであろうということでございました。ガイドライン等によって解釈を明示するという方法でございます。

対応案⑤でございますけれども、具体例といたしまして、小売業者Aが顧客Bからの申込みによって、販売商品の修理契約を締結する。その契約に基づいて、小売業者から提携修理業者Cに修理業務を下請する際に、顧客Bから受け入れた修理契約申込書等の写しを交付するということとなります。対応案といたしましては、既存の契約書等での代替を可とするということでございました。委員会規則（案）では、それを反映しておりまして、12条と16条で記載をしております。

提供を受ける場合と提供する場合で、2段になって記載しているということなのですけ



れども、規定している事項としては、全く同じ文言でございまして、それぞれのちょうど真ん中以降に書いてありますような、契約書その他の書面に、次条第1項各号というのが記載をする事項ですけれども、これに定める事項が記載されているときは、当該書面をもって、当該事項に関する記録に代えることができると規定をしているものでございます。

対応案⑥でございましてけれども、受領者にとって個人データに該当しなければ、確認・記録義務は不要とする。事業者Aの営業担当が、取引先を事業者Bの営業担当に渡すときに、名刺1枚を取り出して、そのコピーを渡す場合を想定しておりました。この場合には、確認・記録は不要とするということでございました。これもガイドライン等によって、解釈を示す方向と考えております。

対応案⑦でございましてけれども、同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して、同一項目の個人データを授受するような場合ということで、これは包括的に記録を作成することができるようにするものでございます。委員会規則は、12条、16条で示しておきまして、同様に提供する場合、提供を受ける場合、2カ所に書いていることとなりますけれども、継続的もしくは反復して提供する、又は今後それが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができるとしているものでございます。

次のページは、フローの図でございまして、今、申し上げました整理を記載しているものとなります。こういったものを全部踏まえまして、最後、原則どおりのトレーサビリティの適用となります。

続きまして、資料2-1の骨子(案)にお戻りいただきまして、4から6まで、2ページ以降ですけれども、そちらの大どころは、今の説明で済んでおりますけれども、残った部分につきまして、若干触れさせていただきたいと思っております。

4は、既に終わっているような形です。

5でございまして。第三者に渡す際に、記録を作成するということでございましてけれども、(1)といたしまして、記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法としております。

(2)(3)(4)は、既に触れておりますところとなります。(2)(3)というのは、記録方法の簡素化でありますし、(4)が記録事項でございまして、そこが簡素化されているというのが、見てとれるというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

(2)につきましては、真ん中辺りで、オプトアウト手続による提供を除くとしておりますけれども、オプトアウトをやっているときには、原則通り記録をとってくださいということをおっしゃるということでございまして。

(5)でございましてけれども、こちらは、記録事項の簡素化に続いているお話でございまして、上記(1)から(3)の方法により作成した記録に記録されている事項と内容が同一であれば、記録を省略していただいて結構ですという内容になっております。

(6)でございまして。記録の保存期間でございましてけれども、(ア)といたしまして、本人が関与したものということになります。本人同意を得ている場合ですけれども、こう

いった場合には、保存期間を1年としておりました、それ以外のものにつきましては、記録義務を設ける契機となった大規模漏えい事案を勘案いたしまして、3年としているものでございます。

6でございますけれども、第三者提供を受ける際の確認等になります。

(1)でございますけれども、確認を行う方法を記載することになっております。それぞれ(ア)(イ)となっておりますけれども、(ア)第三者の氏名及び住所等というのは、当該第三者から申告を受ける方法、その他の適切な方法で行う。

(イ)といたしまして、取得の経緯を確認することになっておりますけれども、当該個人データの取得の経緯を示す契約書、その他の書面の提示を受ける方法、その他の適切な方法としております。

(2)といたしまして、上記(1)に関わらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して、既に上記(1)の方法による確認を行っている事項の確認の方法は、当該事項の内容と当該提供に係る上記(1)(ア)(イ)の事項の内容が同一であることの確認を行う方法とするということで、複数回にわたります、同一本人の個人データの授受をするような場合には、同一の内容の事項を重複して確認する必要はないということを言っているものとなります。

(3)でございますけれども、5でも出てまいりましたものとなります。記録を作成する方法でございました。

(4)(5)(6)も5で触れているものになります。

(6)のところで、カテゴリーとして3つ挙げられているものですが、データをもたう際には、(ウ)のところで、第三者から提供を受けた場合ということで、私人から受けることもございますので、そういった場合も付しているということになります。それ以外の記録事項は、5で申し上げたことと考え方は同様でございます。

(7)も5で出てきているものと、同様のものとなっております。記録された事項と内容が同一であるものにつきましては、当該事項の記録を省略することができるというものでございます。

(8)記録の保存期間につきましても、5と考え方は同様でございます。本人同意を得ている場合、本人が関与している場合には1年、それ以外は3年ということでございます。

続きまして、7でございます。匿名加工情報でございますけれども、こちらの加工基準というものは、必要最低限のものを定めているものとなります。(ア)から(オ)まででございます。

(ア)(イ)につきましては、改正個人情報保護法で、当該加工情報の作り方ということで規定をしているものの中身を付しているものとなります。

(ア)といたしまして、特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除する。

(イ)といたしまして、個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する。

(ウ) といたしまして、個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除するということとでございます。分散管理をする上で付しているIDですとか、会員IDですとか、そういったものを削ることになります。

(エ) といたしまして、特異な記述等を削除する。年齢が116歳ですとか、そういったものは、消していくことになります。

(オ) といたしまして、(ア) から (エ) の加工をした上でも、履歴が非常に多く付加されているような場合は、(ア) から (エ) でも、匿名加工情報等になり得ない場合がございます。その場合、(オ) といたしまして、(ア) から (エ) の措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案して、その結果を踏まえて、適切な措置を講ずることとしております。勘案して、その結果、どうするかということとでございますけれども、適切な措置を講ずることであれば、そうすし、そうでなければ(ア) から (エ) で済むことになります。適切な措置につきましては、ガイドラインなどで示すことになると考えております。

(2) といたしまして、安全管理措置の基準でございますけれども、こちらは(ア) といたしまして、加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めるとしております。

(イ) といたしまして、取扱いに関する規程類を整備して、規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱って、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づきまして改善を図るという、PDCAのサイクルに載せていくということとでございます。

(ウ) といたしまして、加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による取扱いを防止するために、必要かつ適切な措置を講ずるとしてしております。

(3) 以降は、手続的なお話となります。匿名加工情報を作成したときの公表というのが、改正個人情報保護法では求められております。作成した後、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとするとしております。なお、委託を受けて匿名加工情報を作成したときの公表は、委託元の個人情報取扱事業者が行うということと、この場合におきましては、当該公表をもって、受託者が公表したものとみなすこととするとしております。

(4) といたしまして、第三者に提供するときにも、公表というのが、改正個人情報保護法では求められております。この手続といたしまして、インターネットの利用、その他の適切な方法により行うものとするとしております。

(5) といたしまして、第三者に提供するときには、明示をするということも、改正個人情報保護法で求められております。この方法といたしまして、電子メールを送信する方法、又は書面を交付する方法、その他の適切な方法により行うものとするとしております。

説明としては、以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今まで時間をかけて検討を重ねてきたことが、よくまとめてありまして、これでよろしいかと思えます。

○堀部委員長 他に御発言はいかがでしょうか。

施行規則（案）につきましては、これまでも検討いただいております、基本的な方向性については、御了承を得ていまして、それを法令形式に整えました。

特に御意見がないようですので、この案で、パブリックコメント、意見募集の手続に入るということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、この案で、意見募集の手続に入ることにしたいと思います。

どうもありがとうございます。

次に議題3「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について（案）」です。

事務局におきまして、案を作成しておりますので、石井企画官から説明をお願いします。

○石井企画官 お手元の資料3をご覧くださいと思います。「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について（案）」ということで、御用意させていただいております。

構成としては、最初の段落で、国際的な動向の現状を書きまして、次の段落以降で、今後の委員会としての取組を記載しております。

最初の段落ですけれども、経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増大しており、OECD、APEC等において、個人情報の保護に関する情報交換ですとか、越境執行協力等を目的とした、国際的な枠組みが構築されてきていることを述べております。

また、本年の個人情報保護委員会の設置によりまして、国際的な執行協力の枠組みであります、GPENあるいはAPPAにおいては、我が国が正式参加国として認められたところであることを述べております。

次の段落以下で、今後の方針、取組を書いております。これらの国際的な動向を踏まえて、個人情報保護法に基づく個人情報の保護に関する基本方針の変更、これは、今後、別途御審議を頂くものですが、それに向けては、同方針案に個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組むといった趣旨を盛り込むこととしまして、国際的な取組を一層推進することとすると書いてあります。

最後に具体的な当面の取組としまして、個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため、諸外国との協調を進めることとし、当面、

これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU、英国につきましては、EU離脱の影響について、その動向を注視するとなっておりますが、それらにつきましては、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に、定期会合を立ち上げる方向で調整するという案にしております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 細かい質問で恐縮なのですが、全体の方向に異論があるわけではないのですが、最後の文章で「相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とあるのですが、今、どんな段階なのか。調整している段階だと認識したらいいのでしょうか。これからするということですか。

○其田事務局長 はい。

○宮井委員 分かりました。これからのことなのですね。

○其田事務局長 今日、これを御決定いただければ、委員会の意思として、そういう形でやっていくということになります。

○宮井委員 分かりました。

○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 方向性としては、非常に良くまとまっていると思っております、特にこれからの具体的な話として、相互の円滑なデータ移転ということで、お互いにお互いの立場を見ながら、対応して、進めていくことは、非常に重要だと思いますし、これから具体的に着々と進めていってほしいと思います。

以上です。

○堀部委員長 大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 私も委員になって、そんなに長い時間が経っているわけではないですが、今まで個人情報保護委員会の中で、様々な取組について、熱心に取り組んで、これまでのオブザーバー参加のようなものから、一歩抜け出して、様々な取組をされてきていることもありますので、そういうことを委員会の外に向かってきちんと発信するというか、そういう意味でも、こういうメッセージを出すことは、意義があると思いますし、今、お話があったような、この後の取組についても、一定の方向性を出すことは、いいことだと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ポイントが2つあるのだと思います。

1つは、個人情報保護法が変わって、基本方針を大幅に変更していかないといけないので、その中で、基本的にこれからどういう方向付けを行っていくかということ、その出発

点になるのだと思います。

その中で、新しい部分として、特に国際関係が大きなウェイトを占めてくるわけですが、国際関係の中で、日本の個人情報保護の制度、あるいはこの委員会の位置付け、役割を説明していくが必要だと思います。法律が改正され、独立機関として立ち上がっているときなので、タイミングとしては、非常にいいと思います。国際的な枠組みの中でのプレゼンスを高めてという取組が重要である。

それに関連して、例えば個人情報の定義についても、それぞれの国の考え方と日本の伝統文化との違いがありますので、その辺は、一律に基準だけで判断されたりすることがないように、日本社会の特性、そういったことについて、国際社会でどういう具合に認識してもらおうかということがあります。ですから、日本の立場とか、日本の枠組みというものを、こういう機会を通じて、十分に説明して、日本の制度について理解してもらおうことも、非常に大事ではないかと思います。

そういう意味では、国内の対応が乱れていては困りますので、基本方針の中で、一本筋の通ったものにして、これは閣議決定になりますので、政府全体としての基本方針のもとで、国際関係にも取り組んでいくことは、非常に重要だと思います。

この案で大変結構だと思いますが、ただ、具体的にどう基本方針で書いていくかとか、取組を具体的にどうするかということは、これからの課題だと思います。よろしく願います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、阿部委員がおっしゃったことは、本当にそのとおりで思っていて、我々がEUと、我々が米国と、という形で、いわばイーブンな形で、私どもの特色も理解していただいて、相互に連携をしていくという、ターニングポイントだと思いますので、その部分の書きぶりは、いわば胸を張って書いていただくと、ありがたいと思います。

○堀部委員長 阿部委員が言われた個人情報の定義ですけれども、前回少し議論いたしましたし、それぞれの国の伝統・文化がありますので、違いはありますから、そういうところを具体的に見て、それをお互いに理解を深めていくことも必要になってくると思います。今後そういう資料の作成等を進めていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、この案のとおりとさせていただきます。

○堀部委員長 次に議題4「その他」です。

「個人情報の保護に関する基本方針」及び「ガイドライン」の検討につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 基本方針等の検討につきましては、今、ご審議いただきまして、政令と規則の

パブリックコメントをこれから行いますので、パブリックコメントも見ながら、まずは基本方針、その後ガイドラインという形で、ご審議いただけるように、準備を進め、9月中旬にパブリックコメントを開始できるようにしたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 個人情報の保護に関する基本方針の変更、たたき台は、国際的な協力関係という書きぶりについて、本日確認した取組を織り込んだものとなると考えられると思うのですが、その認識でよろしいですねという確認です。

○事務局 おっしゃるとおりです。そのとおりの方向で案を作成したいと思います。

○堀部委員長 基本方針は、個人情報保護法の第7条に基づいて作成することになっています。今日は、国際的流通の確保ということですが、今後、ほかの問題でも、色々御意見を賜りながら、基本方針の作成に当たっていききたいと思います。

当初の個人情報保護法では、内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬとなっていました。消費者委員会が平成21年に設置されてからは、国民生活審議会が消費者委員会に変更されました。改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について、内閣総理大臣が閣議の決定を求めなければならぬとなりましたので、当委員会が案を作成します。作業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日用意いたしました議題は、以上です。

本日の会議資料のうち、資料2-1から資料2-5までについては、パブリックコメントの開始日に公表することとしたいと思います。

その他の資料については、公表できるものは、委員会のホームページに公表したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議はこれにて閉会といたします。ありがとうございます。

今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回は8月5日金曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱いたいと思っております。

本日は、まことにありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。